

令和7年度第10回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和8年1月13日(火) 15時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部	寛		
会長職務代理者	13番	山根	祐一	14番	川村 忠幸
委員	1番	田中	孝幸	2番	東田 輝正
	3番	明治	良一	4番	岸本 慶子
	5番	衣笠	指囷	7番	大村 祥一朗
	9番	大谷	誠一	10番	細田 邦男
	11番	山本	知司		

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	岸本	政明	横山	茂
	猪本	正己	佐藤	洋一
	藤田	榮一郎	鎌谷	一也
	中山	浩一	保田	公範
	公賀	義高		

4. 欠席委員 横野 俊彦 上田 正人 山田 裕人 中嶋 美枝子

5. 議事日程

- | | | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-------|----|-------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 2番 | 東田 輝正 | 3番 | 明治 良一 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書について | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について | | | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | |
| | 4 | 農地転用にかかる事業計画変更について | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積等促進計画について | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 共有者等を確認することができない農地の公示について | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農業委員会規則の一部改正について | | | |
| 第7 | その他 | | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（15時30分）

本日の欠席者は、横野俊彦委員、上田正人委員、山田裕人推進委員、中嶋美枝子推進委員の4名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 11名

定足数に達していますので、令和7年度第10回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番東田輝正委員、3番明治良一委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に日程第2、報告事項であります。私からはありませんが、委員さん方でありましたら、お願いしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

ないようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は12件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。10ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は13件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。17ページをご覧ください。3件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

報告4 農地転用にかかる事業計画の変更報告について。

18ページをご覧ください。該当事業は令和4年8月に転用許可がされた事業です。当初計画では令和7年2月中に完了予定でしたが、変更後は令和8年8月中の完了を予定しています。事業の実施状況ですが、令和6年8月時点で25区画中20区画の分譲が成立しています。現在、残り2区画となっており、その2区画も分譲の

事務局	交渉をしている最中であるため、事業完了の時期を令和9年3月までに延長します。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので、次に入らせていただきます。 続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号2-1について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。 受付番号2-1について説明します。 【議案第1号 受付番号2-1 朗読後、説明】 土地の所在地 西谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 237㎡のうち40.02㎡ 転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあるため自宅近くの土地に墓地を移設したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、東・西側は畑、南側は町道、北側は田であり、隣接農地の同意は得られています。 また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。 日照、通風についてですが、建築物はないため影響はありません。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており

事務局	問題ないと考えます。以上です。 【スライド現地説明】
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、9番大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
大谷委員	はい、9番大谷です。12月27日に電話で確認をいたしました。これは11月の総会だったと思うんですけど、農振除外の申請が出て認められたものです。今回転用の許可ということで、墓地に転用することは間違いないということを確認させていただきました。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号2-1につきまして、質問意見等がある方はお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号2-1について、申請どおり決定といたします。 続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の9ページをご覧ください。 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和7年12月28日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号268-1から435-168について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地512,079.88㎡（298筆）を借り受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人4社へ381,548.88㎡（211筆）、その他24名の個人耕作者へ130,531㎡（87筆）を貸付けます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号268-1から435-168につきまして、質問意見等をお願いしたいと

議長（会長）	思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号268-1から435-168につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第2号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 共有者等を確知することができない農地の公示について、事務局は説明をお願いします。
事務局	共有者等を確知することができない農地の公示について。議案書の69ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第3項の規定に基づき、共有者等を確知することができない旨公示することについて採決を求めるものです。 整理番号2-1について説明します。 【議案第3号 整理番号2-1 朗読後、説明】 土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,246 m ² 土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,936 m ² 土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,284 m ² 土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,054 m ² この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●さんで、貸渡人である●●●●さんの父であり、平成7年11月7日に亡くなっておられます。この度、借受人の●●●●さんへの貸付けを希望されたため、事務局で戸籍等により探索を行いました。探索の範囲である配偶者、子を確認した結果、配偶者は亡くなっておられ、4人の子

事務局	も●●さん以外はすべて亡くなっていることが判明しました。過半の同意を得ることが困難であるため、公示を行うものです。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方についてはお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。 以上で議案第3号 共有者等を確認することができない農地の公示についての審議を終了します。 続きまして、日程第6 議案第4号 農業委員会規則の一部改正について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農業委員会規則の一部改正について。議案書の70ページをご覧ください。 農業委員会規則の一部改正について採決を求めるものです。 理由につきましては、これまで簡易な事項等については、総会に諮ることなく、会長専決事項として処理を行っていましたが、規則等に明文化されておりました。 この度、行政文書の開示請求等を受けたことに伴いまして、これまで会長専決として処理してきた事項等について、整理し、明文化を行うものです。 説明につきましては、72ページ以降の新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。 第10条につきましては、今回の改正に伴い整理をするものです。 第10条は、農業委員会が行う分掌事務が規定されている条項になります。農業者年金受給者友の会につきましては、令和2年に解散をしており、現在事務はありませんので、この事務について削除したいと思います。 続きまして、新しく第13条で会長の専決事項について、全国農業会議が示している案を参考に現に会長専決として行っている事項を定めております。

事務局

(1) です。74 ページ以降に、規則の全文を載せておりますが、規則第7条で職員は委員会で任免することとなっております。農業委員会の職員は、現在、町の職員の出向という形をとっておりますので、町職員の内示等の時期との兼ね合いもあり、これまでも会長に了解を得て任命しているということになっております。

(2) は、相続の届出と、高度化栽培施設の届出、(3) は、200 m² 以内の農業用施設等の転用届になります。農地法上も議決を要しない、届出でよい案件です。

(4) です。まず競売での農地取得の流れですが、入札前に対象農地のある市町農業委員会から買受適格証明書の発行を受け、入札に参加し、落札した場合には、改めて第3条申請、第5条申請を行い、許可を得て、農地の取得することになります。

買受適格証明書は、農地法の許可を得られる見込みがあることを証明する書類になります。発行に当たっては、第3条申請、第5条申請時に必要な書類をもって委員会において審査することとなっております。ですので、落札後に改めて第3条申請、第5条申請の議案審議を行うことは、同じ申請書を2回審議していただくこととなりますので、会長専決とさせていただきたいと思っております。

(5)、(6)、(7)については、事務手続き的な事項になります。(6) 農業者年金につきましては、法律で町等に事務を委託できるようになっておりますし、(7) 農地法の実証証明については、ここで会長専決として行おうと思っておりますのは、非農地証明、耕作証明、借入地証明等の実証証明です。他に相続税や贈与税等納税猶予証明というものもありますが、こちらは農業に従事している等の要件を確認していただくことが必要になります。こちらは適格証明になりますので、そういった物があつた場合には、委員会の議決をしてもらうこととなります。

(8)、(9)は、農地法の業務ではありませんが、行政文書等の開示請求と不服申立てに係る事務になります。こちらは、農業委員会が管理している文書を開示するかしないかということですでの、会長専決とさせていただきたいと思っております。逆に委員会で決をとった事項について、不服申立て等があれば、委員会で諮っていくということになります。

第2項では、第1項で会長専決とした事項であっても、重要・異例・紛争となる恐れのある場合には、専決はできないと規程させていただこうと思っております。

第3項では、総会で報告する事項を定めています。こちらは、今まで報告事項でさせていただいていた事項を定めたいと思っております。

新しく第13条を会長専決事項と定めましたので、以降、条番号

事務局	がずれていくこととなります。説明につきましては、以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。先ほど事務局の方からありました、74ページの農業委員会規則の変更についてです。詳細が70～75ページに書いてあります。この件につきまして、皆さんの方から質問意見等があればお願いしたいと思います。
鎌谷推進委員	73ページの第3項で専決した事項は、次の総会で報告するとなっておりますが、これまではどうだったんですか。
議長（会長）	事務局お願いします。
事務局	これまでも、1か月ごとに、(1)から(5)は報告をしています。
議長（会長）	皆さんの方にお配りしております、報告の綴りで報告をさせていただいております。皆さんありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので採決に移らせていただきたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。議案のとおり改正を行うことに決定いたします。 続きまして、日程第5その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 資料提供 令和8年度農業委員会開催予定表 2. 次回2月定例会 次回の農業委員会は2月10日（火）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。よろしくお願いたします。 また、3月定例会は、議会日程により、令和8年3月10日（火）に変更しますので、よろしくお願いたします。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

(なし)

議長 (会長)

ないようですので、以上で第10回農業委員会を終了します。
終了 (16時10分)